

成年後見制度の相談窓口

こんなことに困っていませんか??

知的障がい・精神障がい・発達障がい・認知症などによってひとりで決めることに不安や心配のある方やそのご家族のために電話や来所、訪問で相談をお受けします。

成年後見制度について
知りたい!

障がいのある子どもの
親亡き後が心配・・・

よくわからずに
不要なものを
契約してしまった・・・

金銭や財産の管理、手続きが
難しくなってきた・・・

成年後見制度とは

認知症や障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方に対し、後見人等が本人に代わって財産や権利を守るなど、ご本人を法律的に支援する制度です。

北杜市社会福祉協議会 権利擁護センター
(北杜市成年後見制度中核機関)

ご相談・お問い合わせ

☎ 0551(46)1005

〒408-0011

北杜市高根町箕輪新町50番地

月～金曜日(祝日年末年始を除く) 8:30～17:30